

漁業権（分割・変更）の免許、免許すべき者の決定及び 休業中の許可に係る審査基準

（趣旨）

第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）
、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）に定めるもののほか、
法第69条の規定による漁業の免許申請、法第73条第2項第2号の規定による
免許すべきものの決定、法第76条第1項の規定による漁業権の分割または
変更及び法第88条第1項の規定による休業中の漁業許可について定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。

（審査基準）

第2条 免許又は許可については、法第71条（免許をしない場合）、第72条
（免許についての適格性）、第73条（免許をすべきものの決定）、第76条
（漁業権の分割又は変更）、第83条（登録した権利者の同意）、第108条
（組合員の同意）及び第88条（休業中の許可）に基づき審査する。

2 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「組合等」という。）が申請する場合は、次の各号を満たすこと。

(1) 総会又は河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合の総代会（以下「河川総代会」という。）において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第4号（第52条第6項及び第8項並びに第86条第2項並びに第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく特別会議で議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第1号の規定に基づく議決（以下、併せて「特別決議等」という。）が行われていること。

(2) 組合等が定置網漁業又は区画漁業を営む場合には、定款に当該事業が記載されていること。

(3) 組合等がその有する区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁

- 業権を分割（変更）する時は、法第 108 条に基づく同意を得ていること。
- 3 法第 73 条第 2 項第 2 号に該当する場合には、定置網漁業権については次の 1 号から 8 号を、また区画漁業権については次の 1 号から 10 号を満たすと見込まれる者に対して免許をするものとする。
- (1) 漁業関係法令を遵守していること。
 - (2) 漁具の適切な使用・設置を行うこと。
 - (3) 漁場紛争を起こさない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組むこと。
 - (4) 資源管理を適切に実施すること。
 - (5) 漁具や養殖施設を放置するなど、他者の漁業生産活動を妨げないこと。
 - (6) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用しないこと。
 - (7) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていないこと。
 - (8) 漁獲量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大等に資する事業計画であること。
 - (9) 魚類防疫の観点から適切な対応をすること。
 - (10) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させないこと。
- 4 前項に該当する申請が複数あったときは、前項各号を満たす者のうちからその内容を勘案し、免許すべき者の決定をするものとする。
- 5 申請者から要求があった場合は、前項の決定に至る経過を申請者に対して開示するものとする。

（添付書類）

第 3 条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付すること。

- (1) 共同申請する場合には、共同経営に関する契約書、持ち分に関する書類、代表者選定届、代表者を変更する場合には、代表者変更届
- (2) 定款
- (3) 規約
- (4) 登記事項証明書

- (5) 組合員、社員又は株主の名簿
 - (6) 現住所を証する書類
 - (7) 当該法人の事業歴並びに社員又は株主の職歴及びその出資状況に関する書類
 - (8) 漁業に関する職歴に関する書類
 - (9) 事業計画書
 - (10) 漁場の敷地の所有者又は水面の占有者の同意又は法第 71 条第 2 項の規定による裁判所の許可のあったことを証する書類
 - (11) 法第 72 条、第 73 条第 2 項第 1 号の要件を満たすことを証する書類
 - (12) 第 2 条第 3 項の要件を満たすことを証する書類
 - (13) 年間の計画増殖量（内水面に係る第 5 種共同漁業権に限る）
 - (14) 組合法第 50 条第 4 号により、総会、河川総代会又は総会の部会において特別決議等で議決したことを証する書類（議事録の抄本）
 - (15) 分割（変更）の場合は、(14) の書類に変更される内容が具体的に記載されたもの
 - (16) 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 5 条の飼育等の許可を得たことを証する書類
 - (17) 分割（変更）申請の場合には、分割（変更）申請理由書、その他分割（変更）内容に関する書類
 - (18) 分割（変更）の場合には、法第 83 条または第 108 条の規定に基づく同意書
- 2 申請書及び前項の関係書類は 2 部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この審査基準は、令和 5 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 漁業権（分割・変更）の免許及び休業中の許可についての審査基準（平成 25 年 5 月 1 日施行）は、廃止する。